

府政経シ第 631 号  
令和 2 年 12 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事  
（行政改革担当課、市区町村担当課扱い）  
各 指 定 都 市 市 長  
（行政改革担当課扱い）

殿

規制改革・行政改革担当大臣  
（ 公 印 省 略 ）

### 地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、押印原則、書面主義、対面主義からの決別が喫緊の課題となっています。デジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮しますが、特に、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きく、積極的な取組が期待されます。

この度、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考として、見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示したマニュアルを作成し、以下の内閣府ホームページで公開しましたので、このマニュアルを参考に、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

また、このマニュアルは今後もユーザーの声や取組の成功事例を踏まえながら改訂していく予定ですので、ご意見は以下の宛先にお寄せいただきますようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等に対しても、周知をよろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

○マニュアル掲載先（インターネット接続端末からご覧ください）

内閣府 HP「押印手続の見直し・電子署名の活用促進について」

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html)

○マニュアルに関するご意見等の提出先

[kiseikaikaku\\_gyouseikaikaku\\_team.a3y@cao.go.jp](mailto:kiseikaikaku_gyouseikaikaku_team.a3y@cao.go.jp)

#### 【担当】

内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

大迫、龍石、吉原、安田

TEL : 03-6910-2035

E-mail :

[kiseikaikaku\\_gyouseikaikaku\\_team.](mailto:kiseikaikaku_gyouseikaikaku_team.a3y@cao.go.jp)

[a3y@cao.go.jp](mailto:a3y@cao.go.jp)